

平成 25 年 10 月 7 日

平成 23 年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

【文書指摘】

平成23年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

【文書指摘】

- 1 プロジェクトチームのあり方について（未来づくり推進局）……………1頁
- 2 移住定住への取り組みについて（地域振興部）……………2頁
- 3 文化芸術推進事業への取り組みについて（文化観光局）……………3頁
- 4 鳥取県社会福祉協議会の体制強化について（福祉保健部）……………4頁
- 5 中部療育園について（福祉保健部）……………4頁
- 6 普及指導事業について（農林水産部）……………5頁
- 7 鳥取空港国際会館の有効利用について（県土整備部）……………6頁
- 8 たな卸資産評価への低価法導入について（企業局）……………7頁
- 9 電気事業について（企業局）……………8頁
- 10 埋立事業について（企業局）……………9頁
- 11 県立病院の新築に向けた検討の開始について（病院局）……………10頁
- 12 県立病院の医療スタッフの強化について（病院局）……………11頁
- 13 学校が抱える問題への対応について（教育委員会）……………12頁

平成23年度決算審査特別委員会の指摘事項等に対する対応方針

【文書指摘】

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p>1 プロジェクトチームのあり方について</p> <p>知事の маниフェスト「みんなでやらいや未来づくり」を推進するため、県庁内で「未来づくり推進本部」を設置し、雇用創造1万人プロジェクト、食のみやこ・やらいや農林水産業プロジェクトなど、13のプロジェクトチームが運営されています。</p> <p>県が旗振り役となり、様々なプロジェクトを率先して実施し、一定の成果が上がっています。</p> <p>しかしながら、プロジェクトの成果を県民、事業者が実感できるまでに至っておらず、一体感に欠けている感が否めません。</p> <p>については、プロジェクトの実施に当たっては、供給サイドからではなく、県民視点に立った需要サイドからの施策立案を行うことに十分留意するとともに、プロジェクトの具体的な目標を定め、または具体的にイメージできる姿を示し、広く県民に周知した上で、県民意識の醸成を図り、県民と一体となってプロジェクトを展開すべきであります。</p> <p>また、プロジェクトチームは、県政の課題について部局を横断し機動的に対応できるメリットがある一方で、各部局の役割分担を明確にし、相互に協力するという理念の基に、主管部局がリーダーシップを発揮して、プロジェクトを強力に進めていかないと中途半端な結果となることが惹起されます。</p> <p>さらに、プロジェクトチームの活動状況を適宜検証・精査し、プロジェクトチームでは行動力に課題が残る場合には、組織化を検討すべきであります。</p>	<p>未来づくり推進本部に設置した各プロジェクトチーム(以下「PT」という。)については、民間委員の参画も得ながら、需要サイドからの施策立案を意識した取組みを進めている。(※13のPTのうち、民間委員の参画を必要としない「原子力安全PT」及び「県庁改革推進PT」を除く)</p> <p>また、全てのPTで具体的な目標・アウトプットを定めた上で、PT運営に取り組んでいるが、県民への周知・PRが不十分な点もあると考えられることから、今後、特に「県民参画の促進」及び「情報公開・情報提供の徹底」を意識した取組みを強化しながら、成果を県民及び事業者の皆さまに体感いただけるようなPT運営に努める。</p> <p>《県民参画の促進 (今後の取組例(案))》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各PTにおいて施策構築を行う際、各種県民広聴の実施を徹底 ・「民・県」協働による地域課題解決手法の導入 等 <p>《情報公開・情報提供の徹底 (今後の取組例(案))》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政広報媒体をフル活用しながら一元的な情報提供を行うとともに、県議会(常任委員会)への報告(各PTの運営状況、検討施策)を徹底 ・ソーシャルメディアを活用した情報提供 等 <p>さらに、各PT運営に際し、部局横断的な施策実施が強く求められるテーマについては、別途推進本部を設置(例:庁内の推進組織として、再生可能エネルギー推進本部を設置(H25.1.16))するほか、必要に応じて機構改革に反映するなど、県政課題解決に向けた機動的対応を進める。</p>	<p>・共同提案・連携推進事業 【新規】 9,043 千円</p> <p>・広聴機能充実事業 3,290 千円</p> <p>・ソーシャルメディア利活用事業 3,316 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p>2 移住定住への取り組みについて</p> <p>平成23年度から26年度までの4年間で2,000人の移住者を受け入れることを目標に「ようこそようこそIJU(移住)2千人推進プロジェクト」が推進され、移住定住希望者の意向を踏まえて、住居、就職、農林水産業等への就業支援など、各分野・課題別に施策の検討が行われています。</p> <p>しかしながら、移住定住推進交付金の活用が一部の市町村に偏るなど移住定住の取り組みに温度差があるため、全県的な取り組みの底上げを行なうとともに、地域住民に移住者を受け入れることのメリットを理解していただくことが課題となっています。</p> <p>また、移住定住の推進にあたっては、移住定住対策のみで施策・事業を組み立てるのではなく、中山間地域対策との連携を図り、地域が活性化する人材を呼び込み、その人脈を活用し域外との交流や、交流による新たな事業展開へつなげるなど、地域振興を含めた移住定住の受け入れ体制、意識の醸成を行うべきであります。</p>	<p>市町村移住定住促進担当課長会議等の場を通じ、移住定住推進交付金を効果的に活用されている市町村の取組を紹介するなど、情報共有を図っている。今後、さらに、平成25年度に各総合事務所等に配置した中山間地域振興チームの活動を通じ、市町村の取組の底上げを図っていく。</p> <p>また、中山間地域対策と連携した取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住促進を目的とした地域住民と県外者の交流(地域体験ツアー等)の支援 ・移住者の地域への溶け込みを促すことを目的とした地域住民と移住者の交流の支援 ・集落に移住する者に対する直接支援と地域が取り組む居住環境整備等の総合的な支援 <p>等、施策内容を拡充したところであり、これらの取組を進めながら、移住定住の受入体制、意識の醸成を図り、地域振興につなげていきたい。</p>	<p>とっとり移住定住支援事業 92,029 千円 (うち交付金 40,333 千円)</p> <p>とっとり暮らし定住促進モデル事業【新規】 5,451 千円</p> <p>若者定住等による集落活性化総合対策事業【新規】 31,300 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p>3 文化芸術推進事業への取り組みについて</p> <p>文化芸術の推進については、文化芸術活動支援補助金、アーティストリゾート推進事業ほか数々の事業でNPO団体や地域の取り組みを支援しています。しかし、文化芸術活動支援補助金の「優れた芸術・文化活動支援事業」においては10件分の予算に対して2件しか申請がなく、補助金全体で700万円(不用額率53%)、また、「アーティストリゾート推進事業」においても同様に申請が少なく400万円(不用額率73%)の不用額が生じています。</p> <p>このことは、県の施策推進の方向性と地域のニーズがかみ合っていないことの現れであり、県の施策立案の検討が不十分であることを示しています。</p> <p>地域が真に求めているものを十分に調査・把握し、それを事業化することにより文化芸術の推進を支援できるよう、県の事業実施のあり方を再検討すべきであります。あわせて、文化振興のみに留まるものではなく、地域づくりなどに影響が広がるよう連携し戦略的に取り組むべきであります。</p>	<p>いずれの事業においても、県内の市町村や文化団体から要望を聞き取り、そのニーズを汲み取った上で、必要な見直しを行い、平成25年度予算においては、これら意見交換を踏まえ、新たに子育て応援や移住定住促進など地域振興の視点も取り入れた結果、鳥取県文化芸術活動支援補助金の執行率は大きく改善した。今後とも、事業活用に向けた情報発信に努めるとともに、地域ニーズを反映した制度構築に努める。</p> <p>【鳥取県文化芸術活動支援補助金事業】 活動者の意見を踏まえ、一件あたりの助成限度額の引き上げや、補助対象事業の拡大、募集期間の見直しを行った。 (不用額率) H23:53%→H25.9 現在:28.8%</p> <p>【アーティストリゾート創造補助金事業/短期滞在事業(継続事業)】 短期滞在事業(継続事業)については、事業活用に向けた情報発信(関係団体へのチラシ配布等)を行うなど、執行率が高まるよう取り組んでいる。 (不用額率) H23:60%→H25.9 現在:67%</p>	<p>鳥取県文化芸術活動支援補助金事業 8,935 千円</p> <p>〔うち、優れた芸術・文化活動支援事業〕 2,200 千円</p> <p>アーティスト滞在促進事業 2,700 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p>4 鳥取県社会福祉協議会の体制強化について</p> <p>鳥取県社会福祉協議会は、本県の地域福祉の推進において中核的な役割を担う社会福祉法人であり、県においても「福祉人材研修センター」の指定管理委託に加え、各種福祉施策の実施に係る補助及び委託を行っています。</p> <p>一方、同会における正規職員は、平成14年度には26人であったのに対し、平成23年度で17人、全職員に占める割合も29.3パーセントと減少傾向を辿っています。このことは、同会の運営は人件費を含め県からの補助金及び委託料に負う部分が大きく、年々、事業量は増加しているにもかかわらず将来的な事業量の予測・安定性が見通せないため、非正規職員の増員で対応せざるを得なかったことが、大きな理由の一つに挙げられます。</p> <p>多様化・複雑化する福祉の専門知識やノウハウの蓄積を、民生・児童委員や市町村社協職員等、地域の福祉人材に効果的に波及させるには、豊富な経験を有する同会職員のリードも求められます。同会への補助及び委託のあり方について、中長期的な視野から検証し、様々な福祉ニーズに対応できる人材の育成・確保に繋げるべきであります。</p>	<p>鳥取県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)は、県全域における地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、県としても、特に「地域の支え愛活動」を担う中核的な役割を期待している。</p> <p>しかしながら、県社協は非正規職員の比率が高いため、知識やノウハウなどを組織的に蓄積していくことが難しく、企画立案などの機能が低下している現状にあった。</p> <p>そこで、平成24年度に県社協が真に担うべき機能を明確にし、必要な組織体制、人材育成、財源等を含む「県社協の今後のあり方」について県社協と議論を重ね、地域福祉分野への重点化や交付金制度導入による正規職員比率の向上など、県社協の機能強化の方針をとりまとめた。</p> <p>この方針を踏まえ、平成25年度当初予算において、「鳥取県社会福祉協議会活動費交付金」を導入した。これは、安定的かつ継続的に県社協が行わなければならない事業である「基幹事業」を安定的に支援することとしたものである。</p> <p>このことにより、正規職員比率が大幅に改善(H24:35.6%→H25:47.2%)し、職員の専門性や企画立案能力の向上が図られる体制を整備することができた。</p> <p>併せて、地域福祉の先進地である兵庫県で地域福祉の基礎を築いた人材を県社協の地域福祉部長に招聘し、OJTや施策立案能力向上のための勉強会実施などにより職員の人材育成を進め、より一層、地域福祉の推進に努めている。</p>	<p>鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業</p> <p>238,448 千円</p>
<p>5 中部療育園について</p> <p>中部療育園は、平成15年度に皆成学園内に開園、平成16年度に現在地に移転し今日に至るまで、児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターとして、中部圏域の障がい児の発達支援等にその役割を果たしています。</p> <p>一方、同園では、平成19年度より外来診察を実施しているが、手狭なため、倉庫を待合室として転用する状況で</p>	<p>中部療育園については、平成24年度から総合療育センターの医師(発達障がい専門)に兼務をかけ、24年4月から毎月診療を開始するとともに、受診児童の増に伴う、診察室の防音工事を24年12月に実施した。</p> <p>また、地域の医療機関との協力を進め、障がいのある子どもたちに対する医療の充実を図るため、24年11月に中部医師会に入会を行った。</p>	<p>中部療育園費</p> <p>13,420 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p>あり、高度化する療育支援に対して新たな訓練器具を導入するにあたっては、その保管場所にも苦慮している現状にあります。</p> <p>児童及び保護者にとって満足度の高いサービスを将来にわたり確保していく観点から、今後の体制及び施設のあり方について検討を進めるべきであります。</p>	<p>訓練器具等の保管については、隣接施設の空きスペースを活用して場所を確保し、あわせて、平成25年当初予算で、発達障がい等の訓練、検査器具の整備を行った。</p> <p>今後の施設のあり方については、平成25年2月に県庁関係機関で今後の中部療育園のあり方について議論するとともに、3月には利用者(保護者)にアンケートを実施したところである。</p> <p>今後、当アンケート結果と併せ、8月に立ち上げた中部療育園の保護者等をメンバーとした懇話会の中で保護者等の意見を伺いながら、今後の中部療育園の支援体制等のあり方について継続して検討する。</p>	
<p>6 普及指導事業について</p> <p>農業団体のコスト削減の流れに伴い農家等への指導体制が縮小する中であって、農業改良普及員には、増加する新規就農者への指導や6次産業化の推進など、業務量の増加に加え、従来以上に多面的で高度な役割が求められています。</p> <p>一方で、普及職員は減少の一途をたどっており、普及員の専門分化の中であって兼務も多く見られ、農業専門技術員についても農業経営や6次産業化の専任職員が配置されていない状況にあります。</p> <p>については、適切かつ効率的に普及指導が行えるよう、市町村や農協等関係団体との連携や役割分担、人員の育成・配置のあり方等について早急に検証し、体制強化に向けた必要な見直しを行うべきであります。</p>	<p>普及指導事業の体制強化については以下のとおり対応する。</p> <p>(1) 普及所内の体制整備</p> <p>①平成24年度から、新規就農や6次産業化支援の強化のため、各普及所内に総合支援班(担当)を新たに整備しているところであり、さらに成果が上がる活動とするため、体制強化に向けた見直しを引き続き行う。</p> <p>(2) 普及員の資質向上促進</p> <p>①現場での適切かつ効率的な普及指導のためには、普及員個々の能力向上が必須であり、マーケティング、営農計画樹立、経営分析等の手法習得のため、国が実施する研修への派遣も含め、カリキュラムを高度化して実施している。また、外部講師による全員研修会も予定している。</p> <p>(3) 関係機関との連携強化</p> <p>①各普及所の普及指導計画は、管轄する農業者、市町村および農協等関係団体の要望を踏まえ策定されており、それぞれの役割を明確にし、さらに連携を深め、課題解決に取り組んでいく。</p> <p>②がんばる地域プラン等を通じ、市町村等関係機関と連携し地域課題の解決に向けた取り組みを支援するとともに、農業振興を中心とした中山間地域の課題に対しても、積極的に取り組んでいく。</p>	<p>農業改良普及活動費 17,980 千円</p> <p>普及職員研修費 6,679 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p>7 鳥取空港国際会館の有効利用について</p> <p>鳥取空港国際会館の利用は、国際線施設については、平成22年度以降年間8便のチャーター便にしか利用されており、利用者数もわずか500人程度しかありません。また、広い空間を持つセンタープラザは、チャーター便発着時以外は展示会、イベント等で年間20～50件程度の利用しかなく、国際交流センターの利用も、近年毎年約2千人ずつ減少の傾向を示しています。</p> <p>しかし、鳥取空港国際会館の維持管理には年間約3,800万円の県費を要しており、施設の有効利用が課題となっています。</p> <p>鳥取空港における国際線の大幅な増便・定期便の就航が見込めず、これ以上の国際会館の利用増が見込めない状況の一方で、連絡通路で繋がっている鳥取空港国内線施設は、地方空港の中でも利用者数に比べて施設が手狭な状況であります。この手狭感の解消に向けても、両施設の連携を図るなど、国際会館の抜本的な活用方を検討されるべきであります。</p>	<p>平成24年度度の鳥取空港国際会館の利用は、国際まんが作品展の開催等により4万1千8百人の来場者となっているが、国際チャーター便等の利用については御指摘のとおりである。</p> <p>現時点では、国際チャーター便の大幅な増便や国際交流センターの利用拡大が見込めない状況であるが、現在、特別待合室の会議室利用を促進するため、県政だより、新聞、ホームページ等で利用案内を行い、これにより利用申込みや問い合わせが増えている。</p> <p>また、試験的に国際会館の2階図書コーナーの一角に打合せブースを2ブース設置したところ、搭乗待ち時間の利用など利用件数が伸びている。</p> <p>その他、平成25年3月から県東部、中部の幼稚園、保育園、小学校及び企業・各種団体へ訪問し、利用促進に向けたPRを行っており、これを機に空港見学、施設利用される団体もある。</p> <p>引き続き、行政はもとより、地元企業、福祉団体あるいは学校関係の方々にも利活用の方策等について御意見を伺いながら、御指摘のあった国内線施設との連携も含めた活用策をや施設の多目的利用など抜本的な対策について検討していく。</p> <p>なお、維持管理費については、2階のスペースを防火扉で仕切り空調費抑制を図るなど、より一層、経費節減に努めていきたい。</p>	<p>空港管理費(うち国際会館検討委員会開催費)</p> <p style="text-align: right;">472 千円</p>

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額									
<p>8 たな卸資産評価への低価法導入について</p> <p>埋立事業においては、平成23年度は3件新規分譲を実施していますが、帳簿価格が、今の時価よりも高い価格で記載されているため、分譲を行えば行うほど、営業損失で大きな損金が生じられる形となっています。</p> <p>地方公営企業会計制度の変更に伴い、たな卸資産の評価に低価法が導入されると、帳簿価格と時価に大きな乖離があるため、導入後、多額の評価損が発生することが予想されます。</p> <p>低価法を導入した場合、どのくらいの損金が発生するかなどを適切に算出し、県民に理解を得られるよう情報公開をすべきであります。</p> <p>また、基準見直しによる固定資産の評価への減損会計の導入やたな卸資産評価への低価法の義務づけ、退職給付引当金積立の義務化への対応等の移行作業を円滑かつ適切に進め、平成26年度の予算及び決算から円滑に新会計制度に移行できるよう、滞りなく準備・検討を進めるべきであります。</p>	<p>平成26年度の予算及び決算から適用される地方公営企業会計制度の改正により、販売用土地(たな卸資産)の評価に低価法が義務付けられることから、貸借対照表の帳簿価格(土地売却原価)が分譲価格に置き換えられ、その差が評価損として損益計算書の特別損失となることを見込まれる。</p> <p>これは、竹内工業団地の造成が諸要因により長期間を費やしたため、造成経費の大幅な増加を来すとともに、その後の水産加工業不振等による分譲の低迷や、地価の大幅な下落等の経済情勢の変化に伴い、帳簿価格が分譲価格を大きく上回る状況となっているためである。その結果、若干の債務超過の発生が見込まれるが長期貸付収入等により比較的短期間で解消が図れる見通しである。</p> <p>同様に、崎津工業団地でも、地価の下落、借入金利息の発生等に伴い債務超過状態が、会計上明確になるといえる。</p> <table border="1" data-bbox="931 751 1675 963"> <thead> <tr> <th></th> <th>竹内工業団地</th> <th>崎津工業団地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帳簿価格(土地売却原価)</td> <td>27,300 円/m²</td> <td>15,000 円/m²</td> </tr> <tr> <td>分譲価格 ※崎津工業団地については 直近の不動産鑑定評価額</td> <td>12,340～ 9,500 円/m²</td> <td>3,200 円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>したがって、低価法の導入に当たり適切に算定を行うことはもとより、情報開示に当たっては、今後の経営見通し等について記載するなど、県民の理解を得られるよう努めたい。</p> <p>また、平成24年度から新会計制度への対応検討や諸準備等に取り組んでおり、公認会計士等専門家の意見も踏まえながら、円滑かつ適切に新会計制度へ移行できるよう、引き続き準備を進めることとしている。</p>		竹内工業団地	崎津工業団地	帳簿価格(土地売却原価)	27,300 円/m ²	15,000 円/m ²	分譲価格 ※崎津工業団地については 直近の不動産鑑定評価額	12,340～ 9,500 円/m ²	3,200 円/m ²	<p>電気事業会計 総事業費 3,249,518 千円</p> <p>工業用水道事業 総事業費 1,222,630 千円</p> <p>埋立事業会計 総事業費 447,154 千円</p>
	竹内工業団地	崎津工業団地									
帳簿価格(土地売却原価)	27,300 円/m ²	15,000 円/m ²									
分譲価格 ※崎津工業団地については 直近の不動産鑑定評価額	12,340～ 9,500 円/m ²	3,200 円/m ²									

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p>9 電気事業について</p> <p>電気事業においては、平成23年度の風力発電及び水力発電の供給電力量目標15.7万メガワットアワーに対し、実績はこれを大きく上回る17.6万メガワットアワーとなり、県民生活に大きく寄与しています。</p> <p>今後、事業をさらに進める上でも、小水力発電について、事業可能と判断した箇所では、事業実施に向けて調査を行い、早期の実現が図れるよう取り組むべきであります。</p> <p>また、再生可能エネルギーの積極的な導入、事業展開に向けて、引き続き関係各所と連携を行い、取り組むべきであります。</p> <p>さらに、当面の支払いに充てない余裕資金については、確実かつ有利な資金運用を行うことができるよう検討すべきでもあります。</p>	<p>電気事業においては、平成24年7月1日からスタートした再生可能エネルギー全量固定価格買取制度を踏まえ、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて小水力、太陽光発電の事業化に取り組んでいるところである。</p> <p>小水力発電については、平成23年度に県内33地点について適地調査を実施し、平成24年度に事業化の可能性が見込まれた3地点での流況調査、環境調査、経済性評価を行った結果、採算性が確保できると判断されたことから、平成26年度の運転開始に向けて平成25年度から実施設計にとりかかっており、今後用地取得を行い工事着手を図りたい。</p> <p>また、再生可能エネルギーの導入及び事業展開に当たっては、事業用地の確保、水利権の取得手続きに必要な地元住民の合意形成等が重要であるため、関係市町村と連携し鋭意取り組んでいる。預金残高として推移することが見込まれる保有資金については、企業局の出納取扱金融機関や県内に本支店のある金融機関のうちから入札方式により預託先を決定して、元本が保証され比較的金利の高い大口定期預金等による資金運用を行っているが、日々の資金計画の精度を高めて適時適切に預託し、一層の運用収入確保に努めたい。</p>	<p>再生可能エネルギー発電施設導入促進事業(小水力発電) 499,234千円</p> <p>○横瀬川小水力発電(智頭町) 150kW</p> <p>○加谷川小水力発電(三朝町) 150kW</p> <p>○若松川小水力発電(日南町) 100kW</p> <p>再生可能エネルギー発電施設導入促進事業(太陽光発電) 496,725千円</p> <p>○企業局東部事務所太陽光発電 130kW</p> <p>○FAZ倉庫太陽光発電 600kW</p> <p>○竹内西緑地太陽光発電 1,500kW</p>

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額																									
<p>10 埋立事業について</p> <p>昭和地区及び旗ヶ崎地区においては、ほぼ売却済みであり、崎津地区についてはメガソーラー発電施設用地として長期貸付されることとなりました。</p> <p>残る竹内団地については、まだ未売却の用地であるものの、水面下で交渉が進められているもの、また港湾整備事業のため売却を保留している箇所もあります。</p> <p>売却保留を除く未売却分譲用地については、今後も売却に向けて鋭意努力をすべきであります。</p>	<p>竹内工業団地は、平成23年度は売却2件、長期貸付1件の契約を締結し、平成24年度は長期貸付2件の契約を締結するなど、分譲利用が進展している状況にある。</p> <p>また、竹内南地区では、複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業(直轄事業)が計画されていることから、計画地の背後2.1haは港湾関連用地として一層有効活用されるよう戦略的な分譲を図りたい。</p> <p>これ以外の13.3haについては、境港の発展性や国内屈指の漁港による水産資源、水木しげるロード等の観光資源、水産加工食品や健康食品等の企業集積などを県内外に積極的にPRし、割賦販売や長期貸付制度、団地販売仲介手数料制度を活用しながら、商工労働部等と緊密に連携して一層の販売促進に取り組みたい。</p> <p style="text-align: center;">竹内工業団地の状況(平成25年8月現在)</p> <table border="1" data-bbox="934 745 1621 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>面積</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">造 成 面 積</td> <td>128.6 ha</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処分済</td> <td>売却等分譲</td> <td>97.8 ha</td> <td rowspan="2">85.7 %</td> </tr> <tr> <td>長期貸付</td> <td>12.5 ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">未処分</td> <td>港湾関連用地</td> <td>5.0 ha</td> <td rowspan="3">3.9 %</td> </tr> <tr> <td>埠頭用地</td> <td>2.9 ha</td> </tr> <tr> <td>工業用地</td> <td>2.1 ha</td> </tr> <tr> <td>一般工業用地</td> <td>13.3 ha</td> <td>10.4 %</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		面積	割合	造 成 面 積		128.6 ha	—	処分済	売却等分譲	97.8 ha	85.7 %	長期貸付	12.5 ha	未処分	港湾関連用地	5.0 ha	3.9 %	埠頭用地	2.9 ha	工業用地	2.1 ha	一般工業用地	13.3 ha	10.4 %	<p>埋立事業会計企業誘致費 27,493 千円</p>
区 分		面積	割合																								
造 成 面 積		128.6 ha	—																								
処分済	売却等分譲	97.8 ha	85.7 %																								
	長期貸付	12.5 ha																									
未処分	港湾関連用地	5.0 ha	3.9 %																								
	埠頭用地	2.9 ha																									
	工業用地	2.1 ha																									
	一般工業用地	13.3 ha	10.4 %																								

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p>11 県立病院の新築に向けた検討の開始について</p> <p>中央病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の砦となっているところでありますが、築後37年以上が経過し、施設・設備の老朽化と狭隘化が進み、新たな防災対策、最新機器の導入などに支障をきたしています。</p> <p>増改築などによる対応では限界があることから、病院機能を向上させるためには新築という抜本的対応が必要となります。しかし、新築するとなった場合は鳥取県保健医療計画及び鳥取県地域防災計画の中でどう位置づけ、機能分担をどうするかなど、検討は長期間にならざるを得ないと思われることから、早期に検討委員会を立ち上げて議論を始めるべきです。</p> <p>なお、新築の検討を行う期間も、機能強化という観点から、最新機器の導入が中核病院として不可欠であり、PET-CTなどの機器を導入し、県民の期待に応えることが必要です。当面の対応として東部総合事務所福祉保健局を移転し、跡地を活用するなどの対応を検討する必要があります。</p> <p>加えて、多額の建設費が必要となることが想定され、十分な建設資金の積立を行う必要があります。</p> <p>また、厚生病院の旧病棟は、築後25年以上が経過していることから、新築すべきです。スケジュールを明確にし、議論を始める必要があります。</p>	<p>中央病院本館は築後37年を経過し、施設設備の老朽化が進むとともに狭隘化が顕著で病院機能の向上にも支障が生じる状況にある。(平成23年5月 耐震工事完了)</p> <p>また、平成23年11月策定の地域医療再生計画における中央病院と鳥取赤十字病院の機能分担をさらに発展させ、東部医療圏の医療高度化を推進することを目的に、平成25年1月28日に鳥取県知事と日本赤十字社鳥取県支部長との間で「鳥取県東部保健医療圏の医療の高度化に向けた病々連携の推進に関する協定」を締結した。</p> <p>これらを踏まえながら、県立中央病院が引き続き東部保健医療圏の中核を担う高度急性期医療体制を構築するために外部有識者等から成る検討委員会を平成25年2月に立ち上げ、病院機能強化に係る基本構想についての議論をしているところであるが、PET-CTの導入については、新病院での一体的な活用を念頭に構想の進捗を図りたいと考えている。</p> <p>なお、新築費用については、病院運営の効率化を進め、建築資金を計画的に積み立てることとしている。</p> <p>厚生病院については、築後25年を経過し、6人部屋を中心とした狭隘な療養環境の改善や厨房の狭隘化への対応が必要などの課題があることから、当面、これらの課題の整理及び対策の検討を院内で進める。</p>	<p>【中央病院】 県立中央病院機能強化整備 基本構想策定事業【新規】 6,000千円 (2月補正(経済対策関係))</p>

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p>12 県立病院の医療スタッフの強化について</p> <p>医療機器が発達しても、医療を担うのは人間であり、両県立病院の医療スタッフの体制強化が必要です。</p> <p>医師については、診療科により医師不足の偏りがあり、例えば、福祉保健部と連携し、鳥取大学の特別養成枠制度に工夫を加えるなど、不足する診療科医確保の取組が必要です。特に、厚生病院では、産科医、小児科医を充実し、中部の中核病院として、地域の他の医療機関で対応できていない診療科の充実を図る必要があります。</p> <p>現代医学はチーム医療であり、コメディカルの体制強化が不可欠です。特に脳血管疾患では早期のリハビリテーションが早期退院と要介護度の軽減には不可欠であることから、理学療法士の大幅な増員、医療機器の増加に対応した放射線技師と臨床検査技師の拡充、薬剤師の計画的な病棟配置が必要です。</p> <p>看護師については、現場の声を十分聞いた上で、無理のない勤務シフトになるよう体制を検討されるべきです。また、看護師に長く勤務を続けてもらうため、育休からの復帰が容易になるよう育休の間の研修プログラムを充実し、院内保育体制も整備する必要があります。加えて男性看護師の増加に伴う職場環境も整える必要があります。</p>	<p>医師について、中央病院においては、特に救急科及び小児科専門医が不足していることから鳥取大学をはじめ関係機関に積極的にはたらきかけているところであるが、充足には至っていないため、福祉保健部とも連携を図りながら引き続き確保に向けて努力していく。</p> <p>厚生病院の産婦人科、小児科医師の体制充実については、小児科医については1名増員済みである。また、産科医については、引き続き鳥取大学に協力要請を行い、確保に努めたい。</p> <p>コメディカルについては、薬剤業務体制充実のための薬剤師、リハビリ体制の強化のための理学療法士など、医療安全の推進、医療の質の向上、患者の早期機能回復を図るため、定数を計画的に拡大し、体制の充実を図っているところである。</p> <p>看護師の勤務体制については、近年の大規模な採用に伴い若年層の看護師が増加したことで、育休取得者が増加し、夜勤体制の無理のない運用に支障をきたす場合もあるため、引き続き看護師確保に取り組み、無理のない勤務シフトとなるよう努める。</p> <p>また、子育て支援について、中央病院においては、既存の病児・病後児保育室を発展的に解消し、病児・病後児保育を含む院内保育所を平成25年1月4日に開所し、その体制の充実を図ったところであり、厚生病院においても、平成21年10月に病児・病後児保育を含む院内保育所を設置済みである。</p> <p>さらに、育児休業復帰時支援として、復帰前の研修会の実施、勤務条件の要望聞き取り及びそれに応じた配置、復帰後では育児関連図書、キャリアアップ資料等を配置し、休憩や意見交換が可能なスタッフルームの整備や看護技能をブラッシュアップするための研修旅費を確保するなど支援を行っている。</p> <p>また、子育て中の職員が育児短時間や部分休業制度を取得したり、数日間のまとまった休暇がとれるようなシフトを組む等により、働きなお、今後は両病院において、女性職員に限らず男性職員を含めた働きやすい職場環境づくりに向けて、検討を進める。</p>	<p>※平成25年度条例定数増予定</p> <p>【中央病院】</p> <p>薬剤師 +3名 診療放射線技師 +1名 臨床検査技師 +1名 臨床工学技士 +1名 理学療法士 +6名 作業療法士 +2名 言語聴覚士 +3名 医療ソーシャルワーカー +1名</p> <p>【厚生病院】</p> <p>薬剤師 +3名 診療放射線技師 +1名 臨床検査技師 +1名 理学療法士 +1名</p>

指摘事項	今後の対応	平成25年度事業名・予算額
<p>13 学校が抱える問題への対応について</p> <p>近年、学校現場において、教職員が保護者等から多様化・複雑化する要望への対応に追われ、過重労働に陥ったり、精神的負担を抱え健康を損なう状況が発生しています。実際に、精神性疾患による休職者への調査では、「業務量の多さや保護者・児童生徒への対応が休職の原因」と回答した教職員が多数を占めています。</p> <p>教育委員会では、これらの学校現場が抱える困難な問題への対応支援として、弁護士による法律相談窓口の設置、行政関係者と有識者で構成する学校問題支援チームの結成等を行っています。このような取組を行うことも大切ですが、最も重要なのは、教員同士が信頼関係を構築し、学校全体で問題解決に当たることです。組織や役割分担の見直し、改善を通じて、学校全体での協力体制づくりを進めるべきであります。</p> <p>併せて、未だに教員の多忙感が解消されていないため、業務の効率化や校務運営体制の改善に取り組み、教員が児童生徒に向き合う時間の確保に向けた環境を整備すべきであります。</p> <p>多忙の原因を分析し、その解消に向け、具体的な対応策について検討を進めるべきであります。</p>	<p>教員同士の信頼関係を構築し、学校全体で課題に対応するために、教員として必要な専門的知識・技能を向上させるとともに、マネジメント力を有する管理職のリーダーシップの下、チームとして合理的・効果的な対応を行う必要がある。そのため、校務分掌の見直しや教員同士の協働・連携を促進させるよう業務の進め方を工夫するなど、学校・教員の組織力を一層向上させる取組を推進し、校長会等を通じて積極的に啓発していく。</p> <p>また、教員が、児童生徒としっかり向き合い、心が通い合う教育を実践するためには、教員の時間的、精神的ゆとりを生み出すことが大切である。</p> <p>教育委員会としても、教員の多忙感の解消に向けて、平成22年度に教職員の業務状況調査を行い、平成23年度から学校現場における時間外勤務の縮減に向けた取組を進めるなど、課題意識を持って取り組んできたところであるが、十分な改善には至っていない状況である。</p> <p>こうしたことから、平成25年度に、「教職員いきいき！プロジェクトチーム」を設置し、教員の多忙感の原因となっている課題を拾い出し、課題ごとに具体的な取組と行動計画を策定していくよう取組を始めた。</p>	

